

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 中国電力株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希茂
- (3) 住所 広島県広島市中区小町 4 番 3 3 号

2 指名停止措置期間 令和 5 年 5 月 2 4 日 ～ 令和 5 年 1 1 月 2 3 日 (6 か月)

3 事案の概要

中国電力株式会社は、遅くとも平成 3 0 年 1 1 月 8 日までに、中国電力管内に所在する相対顧客に対する安値の見積り提示及び中国電力管内の官公庁入札での安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 3 月 3 0 日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 9（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 9>

措 置 条 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条又は第 1 9 条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不適当であると認められるとき。	処分決定をした日から 2 か月以上 24 か月以内